

国民年金

お問合せ
国保年金課年金係
☎ 029-885-0340
(内) 116

国民年金に加入して いる方の届出について

国民年金制度は、私たちの生活が損なわれないよう、皆で保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。職業などにより、第1号被保険者・第2号被保険者・第3号被保険者に分かれ、20歳以上の全ての方が加入します。

▼本人が保険料を納める**第1号被保険者**：日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の自営業・学生・無職の方など

▼勤務先の給料から保険料が差し引かれる**第2号被保険者**：厚生年金に加入している方

▼**第3号被保険者**：第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

それぞれ次のようなときには届出が必要です。届出を忘れてしまうと、老後の年金だけでなく、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなることもありますので、気を付けましょう。

第1号被保険者の方が：

・会社などに就職して**第2号被保険者**になったとき

勤務先で手続きを行ってください。

・**第2号被保険者**である**配偶者の扶養**になったとき

配偶者の勤務先で手続きを行ってください。

第2号被保険者の方が：

・会社などを退職して**第1号被保険者**になるとき

退職した日付を証明する書類、年金手帳、認印、身分証明証(運転免許証等)をお持ちになって、役場国保年金課で手続きを行ってください。

第3号被保険者の方が：

・会社などに就職して**第2号被保険者**になったとき

勤務先で手続きを行ってください。

・**配偶者が第2号被保険者**でなくなったとき

配偶者が退職した日付を証明する書類、年金手帳、認印、身分証明証(運転免許証等)をお持ちになって、役場国保年金課で手続きを行ってください。

・**配偶者の扶養**からはずれ**第1号被保険者**になるとき

配偶者の扶養からはずれた日付を証明する書類、身分証明証(運転免許証等)、年金手帳、認印をお持ちになって、役場国保年金課で手続きを行ってください。

20歳になったら：

日本年金機構から送付される「国民年金被保険者加入届新規(20歳到達)」を、役場国保年金課へ届けてください。

国民健康保険

お問合せ
国保年金課国保係
☎ 029-885-0340
(内) 116

ジェネリック医薬品を ご存じですか？



ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、先に開発された先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に、他のメーカーが同様に製造したものです。

先発医薬品と成分・品質・有効性・安全性が同等であるものとして認められたもので、先発医薬品の開発成果を利用できるので研究開発費が少なく済むため、価格(薬価)が低く設定されています。

◎ジェネリック医薬品をもっとよく知ろう

・一つの先発医薬品に対し、たくさんのジェネリック医薬品が販売されています。
・味やにおい、大きさ等の改善や保存性をよくする等、工夫された製品もあります。

・ジェネリック医薬品が製造されていない先発医薬品もあります。

・薬局に希望するジェネリック医薬品の在庫がないとき、お薬を用意するのに時間がかかることがあります。

・病気や体質によっては、先発医薬品からジェネリック医薬品に変更できないことがあります。

・医薬品にかかる費用が安くなっても、患者さんの自己負担額が変わらないことがあります。

◎ジェネリック医薬品を利用するときは

・ジェネリック医薬品を利用したい場合は医師や薬剤師に相談しましょう。

・疑問点や不安な点がある場合には、薬の特徴等について納得がいくまで聞いて判断しましょう。

※国保加入者に「ジェネリック医薬品希望シール」を配布しています。保険証やおくすり手帳に貼ることで、ジェネリック医薬品の処方希望しているという意思を医療機関や薬局に伝えることができます。ご希望の方は、役場国保年金課窓口までお越しください。